

八王子市業務委託成績評定取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、八王子市が締結する業務委託契約の成績評定(以下、「評定」という。)に関して必要な事項を定めることにより、当該委託契約の履行状況を客観的に把握し、良好な履行確保を図るとともに、契約における業者選定を的確に行うことを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象となる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 本市が契約を締結した業務委託契約のうち総合評価方式において落札者が決定された業務委託契約
- (2) 品質管理担当課長が指定する業務委託契約

(評定者)

第3条 評定は次の者が行うものとする。(以下、「評定者」という。)

- (1) 所管課長 (受託者を直接に管理・監督する主管部の課長等)
- (2) 主査 (受託者を直接に管理・監督する主管部の主査等)
- (3) 担当者 (受託者を直接に管理・監督する主管部の担当者)

(評 定)

第4条 評定は、業務委託履行開始の日から 5 か月後の日を基準日とし、年度毎に評価を行う。契約が複数年度になる場合には、各年度の評定結果を平均したものを最終的な評価とする。

- 2 評定は、評定基準日の翌日から15日以内に行う。
- 3 評定は、『「業務委託成績評定報告書」(様式1-1)及び「業務委託成績基本評定票」(様式1-2)、「業務委託成績評定項目別評定票(法令・契約等の遵守)」(様式1-3)』(以下、「報告書等」という。)に記入して行う。
- 4 評定区分は、「優良」90点以上、「良好」80点以上90点未満、「普通」60点以上80点未満、「やや不良」50点以上60点未満、「不良」50点未満とする。

(報告書等の提出)

第5条 所管課長は業務委託成績評価について、報告書等により品質管理担当課長に提出する。

- 2 品質管理担当課長は、前項の提出を行った所管課長に対し、必要がある場合は評価結果の内容説明及び受託者の指導に関する資料等を求めることができる。
- 3 所管課長及び契約課長は、前項の説明について品質管理担当課長に協力する。

(評価結果の通知)

第6条 評価対象契約の受託者のうち希望する者に対して、当該評価結果を通知する。

- 2 評価結果の通知を希望する者は、当該契約満了日の翌日から 14 日以内に「業務委託成績評価結果通知申請書」(様式5)により契約課品質管理担当に申請する。
- 3 評価結果の通知内容は、第4条第4項の評価区分とする。
- 4 第2項により評価結果を希望した者に対しては、契約課品質管理担当から「業務委託成績評価結果通知書」(様式6)により通知する。

(説明の責務)

第7条 所管課長及び品質管理担当課長は前条の通知を受けた者から評価の内容について説明を求められた時は、速やかにこれに応じなければならない。

- 2 所管課長及び契約課長は、前項の説明について品質管理担当課長に協力しなければならない。

(改善指導)

第8条 評価者は、最終的な評価が50点未満の受託者に対し、「改善指導通知書」(様式7)により改善指導を行わなければならない。

- 2 評価者は、改善を必要と判断する事項について受託者の意見を聴取するとともに、受託者に「改善計画報告書」を提出させる。
- 3 改善指導を行った場合、所管課長は「改善指導通知書」及び「改善計画報告書」を速やかに品質管理担当課長に提出する。

(評価の修正)

第9条 品質管理担当課長は、評価を修正すべき新たな事案が認められたときは、当該業務委託成績評価を修正することができる。ただし修正ができる期間は、契約期間終了

日から2年間とする。

- 2 前項により業務委託成績評定を修正する場合は、第4条、第5条及び第6条の規定を準用する。

(データベースの管理)

第10条 品質管理担当課長は、業務委託成績評定の結果をデータベース化し、その管理に努めなければならない。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。